



福岡県医第539号(地)
平成21年 6月11日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

施設基準の届出に係る取扱いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、施設基準の届出につきましては、現在、病院は15日、診療所は20日までに九州厚生局へ届け出れば、翌月の1日から算定できることとなっています。

この取り扱いにつきまして、厚生労働省保険局医療課長通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成20年3月5日保発第0305002号)」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成20年3月5日保発第0305003号)」(平成20年4月版診療報酬点数表解釈950頁、1234頁)により、「各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する」取り扱いに変更したい旨、九州厚生局より要望があり、平成21年5月26日開催の全会第7回全理事会で協議の結果、変更することとなりました。

つきましては、本通知の内容について、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

1) 本通知の取扱いは、平成21年7月受付分から実施されます。

ただし、平成21年7月1日に届け出たものについては、平成21年8月1日からの算定となります。

2) 今回の変更により月末までに受け付ければ、翌月1日より(月の最初の開庁日に受け付ければ、当該月より)算定できますが、受付後、翌月の途中で基準を満たしていないので、算定できないということがないよう、九州厚生局へ申し入れしています。

3) 現在、診療所の届出につきましては、郡市医師会で取り纏めの上、毎月20日までに届出していただいておりますが、各医師会において会員診療所の施設基準の届出状況を把握していただくためにも、従来通り郡市医師会でお取りまとめの上、毎月25日までに県医師会へ提出いただきますようお願いいたします。

4) 本通知の取扱いにつきましては、福岡県医報(7月号)へ掲載いたします。

4) 本通知の取扱いにつきましては、福岡県医報（7月号）へ掲載いたします。

記

変更前	変更後
病 院：毎月15日までに九州厚生局 へ届出、翌月1日より算定可。 診療所：毎月20日までに九州厚生局 へ届出、翌月1日より算定可。	病院・診療所とも月末までに届出、翌 月1日より算定可。 または、月の最初の開庁日に届出か つ受理されれば、当該月より算定可。

【施設基準の届出に係る取扱いについて】

例（診療所の場合）	変 更 前	変 更 後
平成21年7月17日届出・受理の場合	8月1日算定可	8月1日算定可
平成21年7月31日届出・受理の場合	9月1日算定可	8月1日算定可
平成21年8月3日届出・受理の場合 （月の最初の開庁日）	9月1日算定可	8月1日算定可
平成21年8月4日届出・受理の場合	9月1日算定可	9月1日算定可